

鉄筋継手部検査技術検定規定



平成 19 年 3 月 8 日 制定
＜中略・改正記録表記載＞
平成 30 年 3 月 8 日 改正
2018 年 9 月 13 日 改正
2019 年 4 月 11 日 改正
2019 年 12 月 26 日 改正
2021 年 3 月 18 日 改正
2021 年 9 月 17 日 改正
2022 年 3 月 18 日 改正

第 1 章 総 則

1. 1 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）の日本鉄筋継手協会技量検定等共通規定（以下、「共通規定」という。）を補完し、JIS Z 3062、JIS Z 3063 及び JIS Z 3064 に基づき実施する、鉄筋継手部検査技術検定試験（以下、「検定試験」という。）の運用に関する取扱いを定めることを目的とする。

注) JIS Z 3062 : 2014 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)

JIS Z 3063 : 2019 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)

JIS Z 3064 : 2019 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準)

1. 2 適用範囲

本規定は、日本鉄筋継手協会資格者中間審査規定（以下、「中間審査」という。）、JIS Z 3062、JIS Z 3063、及び JIS Z 3064 に基づいて実施する検定試験の実施、資格者鉄筋継手部検査技術資格者（以下、「資格者」という。）の認証及び合否判定結果の発表の取扱いに適用する。

1. 3 委員会

本規定の実施に当たっては、鉄筋継手部検査技術検定委員会（以下、「検定委員会」という。）が所管し、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに、検定試験を実施する。

1. 4 用語の定義

- (1) 試 験 体 : 検定試験に供するために製作された試験材
- (2) 汎用探傷器 : パルス反射式 A スコープ探傷器
- (3) 専用探傷器 : 鉄筋ガス圧接部専用簡易探傷器
- (4) 検定委員 : 検定試験の実施及び採点・評価を行うために検定委員会より指名された委員

第 2 章 資格

2. 1 資格の種別及び作業可能範囲

- (1) 技術資格として、G種、W種、M種及びA種の4つの種別を定める。
- (2) 技術資格の種別及び作業可能範囲は、表1のとおりとする。

表 1 技術資格の種別及び作業可能範囲

技術資格の種別		鉄筋継手部	鉄筋の種別	鉄筋の呼び名
G種	A種	ガス圧接	SD295、SD345、SD390、SD490	D16～D51
W種		溶接	SD295、SD345、SD390、SD490	D19～D51
M種		機械式	SD295、SD345、SD390、SD490、 USD590A、USD590B、USD685A、USD685B	D10～D51

第 3 章 検定試験

3. 1 検定試験の種類

- (1) 検定試験は、新規試験及び更新試験とする。
- (2) 検定試験は、原則として定時試験により実施する。ただし、管理委員会又は検定委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。

3. 2 検定試験の定員

検定試験の都度、実施場所の規模等を勘案して、定員を決定する。

3. 3 受験資格

3.3.1 新規試験の受験資格

検定試験を新規に受験しようとする者は、次の受験資格を満足しなければならない。また、資格を失効した者が受験資格を得ようとする場合は、共通規定 4.7 による。

- (1) 満 18 歳以上の者
- (2) A種を受験する者は、JIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）の UT レベル 1、UT レベル 2、UT レベル 3 のうちのいずれかの資格を保有していること。

3.3.2 更新試験の受験資格

更新試験における受験資格及び申請期間は、鉄筋継手部検査技術資格の登録者であつて、中間審査期間内に当該審査を完了した者で、かつ、登録された資格の有効期間の満了日の 1 年前から受験することができる。なお、登録された資格の種別に替えて、A種登録者はG種、W種、M種の更新試験を受験することができる。

3.3.3 検定試験の併願受験

併願受験は認めない。

3. 4 検定試験の内容

3.4.1 新規試験及び更新試験

- (1) 新規試験は、学科試験及び実技試験とする。
 (2) 更新試験は、実技試験とする。

3.4.2 学科試験

- (1) 学科試験は、筆記試験とし、表 2 のとおりとする。

表 2 学科試験問題数及び試験時間と学科試験項目

受験種別	試験問題数	試験時間	学科試験項目*
G種	10 問	30 分間	1)、2)、3)、4)、7)、8)
W種			1)、2)、3)、5)、7)、8)
M種			1)、2)、3)、6)、7)、8)
A種	20 問		1)、2)、3)、4)、5)、6)、7)、8)

※学科試験項目

- 1) 鉄筋に関する知識
- 2) 鉄筋コンクリート構造に関する基礎知識
- 3) 鉄筋継手及び鉄筋継手部検査に関する基礎知識
- 4) 鉄筋のガス圧接継手部の検査に関する知識
- 5) 鉄筋の溶接継手部の検査に関する知識
- 6) 鉄筋の機械式継手部の検査に関する知識
- 7) 安全及び災害防止
- 8) (公社)日本鉄筋継手協会資格者倫理規定

- (2) 受験者は学科試験に際し、次のものを準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具
- 3) 電卓（電卓機能以外の機能が付帯しているものは使用不可）

3.4.3 実技試験

- (1) 実技試験は、超音波探傷・測定実技試験及び外観検査実技試験とする。なお、実技試験における超音波探傷・測定試験体本数、外観検査試験体本数及び実技試験時間は、表 3 とする。

表 3 実技試験の試験体本数及び試験時間

受験種別	超音波探傷・測定実技試験		外観検査実技試験		試験時間
	試験体本数		試験体本数		
G種	ガス圧接継手	5 本	ガス圧接継手	5 本	40 分間
W種	溶接継手	5 本	溶接継手	5 本	
M種	機械式継手	5 本	機械式継手	5 本	
A種	ガス圧接継手	5 本	ガス圧接継手	5 本	80 分間
	溶接継手	5 本	溶接継手	5 本	
	機械式継手	5 本	機械式継手	5 本	

(2) 超音波探傷・測定実技試験で用いる試験方法及び判定基準は、表 4 とする。

表 4 超音波探傷・測定実技試験で用いる試験方法及び判定基準

技術資格の種別		試験方法及び判定基準
G種	A種	JIS Z 3062
W種		JIS Z 3063
M種		JIS Z 3064

(3) 実技試験に際し、次のものを準備する。

- 1) 受験票
- 2) 筆記用具
- 3) 超音波探傷器及び探触子等
- 4) その他必要と思われる機器材等

(4) 接触媒質を事前に準備できない、又は航空機を利用して試験会場に來場する場合は、受験者の希望により「濃度 75 % (質量分率) 以上のグリセリン水溶液」を購入することができる。

3. 5 検定試験の実施

(1) 受付

- 1) 受付時に受験票を提示する。
- 2) 受付時間に遅刻した者及び受験票 (写真添付) の提示ができない者は、検定試験を受験することはできない。

(2) 学科試験

学科試験の説明を受けた後、検定委員の合図により開始する。

- 1) 試験時間は表 2 とし、試験の開始及び終了は検定委員の合図による。
- 2) 試験会場からの退出は、試験開始から 10 分経過後、検定委員の合図による。
- 3) 試験中の質問は、挙手 (発声無し) により行う。ただし、問題内容に関する質問は受け付けない。

(3) 実技試験

実技試験の開始及び終了は、次のとおりとする。

1) 実技試験の開始

- ①実技試験解答用紙に実技開始時刻の記入を受ける。
- ②受験位置 (試験体組) の指定を受け、実技試験を開始する。

2) 実技試験の終了

- ①表 3 に定める試験時間内に解答を完了し、実技試験解答用紙に実技終了時刻の記入を受ける。
- ②実技試験解答用紙を提出し、実技試験を終了する。

(4) 使用機材等の取扱い

使用した試験材、席及びその周辺を使用前の状態に戻す。

(5) 受験の終了

忘れ物等を確認して退去する。

3. 6 検定試験における失格

検定試験において、検定委員が次の行為により受験の中止又は無効を判断した場合は、検定委員の合議により失格とする。

- (1) 自らの責により検定試験の開始及び続行が不可能な場合
- (2) 不正行為を確認した場合
- (3) 自らが棄権を申し出た場合

3. 7 検定試験の採点・評価及び合否判定基準

3.7.1 検定試験の採点・評価

- (1) 学科試験は、採点し、評価する。
- (2) 実技試験は、実技試験時間、外観実技試験結果及び超音波探傷・測定実技試験結果で評価する。

1) 実技試験時間の評価方法

本規定 3.4.3 表 3 により評価する。

2) 外観実技試験及び超音波探傷・測定実技試験の評価方法

本規定 3.7.1 表 5 により評価する。

表 5 実技試験の評価・合否判定基準

試受験種別		超音波探傷・測定実技試験 (判定基準：5 本中 4 本以上)	外観検査実技試験 (判定基準：5 本中 5 本)
G 種	A 種	ガス圧接継手 4 本以上	ガス圧接継手 5 本
W 種		溶接継手 4 本以上	溶接継手 5 本
M 種		機械式継手 4 本以上	機械式継手 5 本

3.7.2 検定試験の合否判定基準

学科試験及び実技試験を受験した場合は、次の (1) 及び (2) を満足する場合を合格とする。また、実技試験を受験した場合は、(2) を満足する場合を合格とする。

- (1) 学科試験の採点で、70 点以上を得ていること。
- (2) 実技試験で、次の評価・合否判定基準を満たしていること。

1) 実技試験時間

本規定 3.4.3 表 3 に定められた実技試験時間内に解答作業を終了していること。

2) 実技試験

3.7.3 管理委員会への報告

検定委員会は、検定試験の評価結果を管理委員会へ報告する。

第 4 章 検定試験の合否判定及び認証

4. 1 検定試験の合否判定及び認証

管理委員会は、検定委員会の学科試験及び実技試験の評価結果に基づき、受験者の合否判定を行い、合格者に対して資格の認証を行う。

(1) 合格

受験したすべての試験を評価し、合否判定基準を満足する場合を合格と判定する。

(2) 不合格

合格以外の場合、不合格と判定する。

4. 2 合否判定結果の発表及び掲載期間

原則として検定試験実施日より 30 日以内に、合否判定結果を協会ホームページにて受験番号、合否判定結果及び不合格内容を発表し、発表後 30 日間掲載する。

4. 3 更新試験で不合格の判定を受けた者の取扱い

更新試験で不合格の判定を受けた者は、適格性証明書の使用期限内に限り、保有する適格性証明書と同一種別又は下位種別の更新試験を選択して受験することができる。

第5章 その他

5. 1 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、検定委員会が発議し、管理委員会の議決による。

附 則

1. 本規定は、2021 年 9 月 17 日に改正し、2021 年 11 月 1 日より施行する。
2. 検定料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。
3. 技術資格の種別 2 種の登録者は、当面の間、旧 2 種と同内容の更新試験を受験することができることとし、実技試験の内容及び合否判定基準は次のとおりとする。

(1) 実技試験

実技試験の試験体本数及び試験時間は、表 6 のとおりとする。

受験種別	超音波探傷・測定実技試験	外観検査実技試験	試験時間
	試験体本数	試験体本数	
G種・W種	ガス圧接継手 5本	ガス圧接継手 5本	60分間
	溶接継手 5本	溶接継手 5本	

(2) 検定試験の合否判定基準

実技試験で、表 7 に定められた評価・合否判定基準をすべて満足している場合を合格とする。

表 7 実技試験の評価・合否判定基準

受験種別	超音波探傷・測定実技試験	外観検査実技試験
G種・W種	ガス圧接継手 4本以上	ガス圧接継手 5本
	溶接継手 4本以上	溶接継手 5本

<附属書類>

【検 JI-規定-様式 01】 鉄筋継手部検査技術検定試験受験申請書

【検 JI-規定-付 01】 実技試験受験上の注意事項

改正記録表

改正 No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R00	H19.03.08	検定委員会	検定委員会	管理委員会	初版制定
R01	H19.11.22	検定委員会	検定委員会	管理委員会	改正
R02	H20.04.18	検定委員会	検定委員会	管理委員会	適格性証明書の記載事項の変更
R03	H20.11.06	検定委員会	管理委員会	運営委員会	資格制度の変更
R04	H20.12.18	検定委員会	管理委員会	運営委員会	資格制度の変更
R05	H21.07.23	検定委員会	管理委員会	運営委員会	他の規定との整合を図るため
R06	H21.11.17	検定委員会	管理委員会	運営委員会	適用範囲、試験時間の変更及び 要員認証監視委員会の指摘事項 に対応
R07	H22.03.05	検定委員会	管理委員会	運営委員会	試験時間の変更
R08	H24.03.14	検定委員会	検定委員会	運営委員会 管理委員会	技量資格の有効期間の変更
R09	H25.03.11	検定委員会	検定委員会	運営委員会 管理委員会	11.2 更新試験の受験資格及び表 3の変更
R10	H26.11.10	検定委員会 事務局	検定委員会	管理委員会	22. 適格性証明書の返納の変更
R11	H28.11.17	検定委員会 事務局	検定委員会	管理委員会	探触子の追加 合否判定基準の見直し
R12	H29.6.15	事務局	検定委員会	管理委員会	表 2 検査作業可能範囲の変更 実施細則と本規程を統合し、重 複項目を削除
R13	H29.11.16	事務局	検定委員会	管理委員会	超音波探傷・測定実技試験時間 の変更
R14	H30.3.8	事務局	検定委員会	管理委員会	表 6 の表記の変更 附則の超音波探傷・測定実技時 間の実施時期変更
R15	2018.9.13	事務局	検定委員会	管理委員会	規定内容の修正、他の規定との 整合
R16	2019.4.11	事務局	検定委員会	管理委員会	要員認証品質マニュアルの用語 の定義及び他検定規定との整合 JRJI 要員認証情報管理システム への対応（第 1 次）
R17	2019.12.26	事務局	検定委員会	管理委員会	①外部監査からの指摘の是正 ②各検定規定間の整合
R18	2020.12.24	事務局	検定委員会	管理委員会	制度改正（種別変更） ・ 2 種新規試験の取扱いを停止 ・ 3 種→A 種
R19	2021.3.18	事務局	検定委員会	管理委員会	付則の追加（2 種登録者の取扱 い）
R20	2021.9.10	事務局	検定委員会	管理委員会	・ 共通規定制定に伴う改正

		管理者	経営管理者		・合否判定結果発表方法の変更
R21	2022. 3. 18	管理者	検定委員会 経営管理者	検定委員会	合否判定結果の掲載期間 30 日間 と決定した。

検定委員会：鉄筋継手部検査技術検定委員会 幹事会：鉄筋継手部検査技術検定委員会幹事会

管理委員会：要員認証管理委員会 経営管理者：上級経営管理者 管理者：品質システム管理者

事務局：要員認証事務局

<以下、空白>